

## 改正の概要（平成 23 年 2 月 1 日適用）

## 関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 56.08 項	反物状の網地	メリヤス編みで作られた反物状の網地は、第 56.08 項の網地ではなく、メリヤス編物として第 60 類に分類されることを明確化。
第 61.10 項 第 61.14 項 第 95.06 項	些細な保護部分が結合している衣類	些細な保護部分が結合している紡織用纖維製の衣類は、第 95.06 項の運動用又は遊戯用の保護用具ではなく、第 11 部の衣類として分類されるが、アイスホッケー・パンツ等の保護用具は第 95.06 項に分類されることを明確化。
第 16 部総説 第 85.07 項	バッテリーパック	蓄電池として組み立てられたいわゆるバッテリーパック(補助的な機構を含むか含まないかを問わない)は、たとえ特別な装置とともに使用されるように設計されても、当該装置の部分品ではなく、蓄電池として第 85.07 項に分類されることを明確化。
第 85.04 項	トランスフォーマー	トランスフォーマーを構成するコイルには、積層鉄心に様々な形状で巻き付けられたものがあることを明確化。
第 87.16 項 第 90.21 項	歩行補助道具 (Walker-rollators)	車輪、金属管のフレーム及びハンドル等から成り、歩行者が歩く際にこれを押すことによって歩行を補助する歩行補助道具は、第 87.16 項の車両ではなく、整形外科用機器として第 90.21 項に分類されることを明確化。
第 95.03 項	第 95 類注 4 の適用範囲	第 95 類注 4 の適用により、がん具の組み合わせとして第 95.03 項に分類されるものについて、その範囲を明確化。

## 改正の概要（平成 23 年 2 月 1 日適用）

## 分類例規第 1 部(国際分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 1901.10 号	乳幼児用調製粉乳 (Follow-up formula)	乳幼児向けに販売される粉末状の調製粉乳で小売用の容器入りにしたものにつき、育児食用の調製品(小売用にしたもの)として第 1901.10 号に分類。
第 2710.19 号	灯油及びパラフィンの混合物	ジェットエンジン用の燃料として使用される、灯油(50%)及び植物由来パラフィン(50%)の混合物につき、石油及び歴青油に類する物品として第 2710.19 号に分類。
第 3809.91 号	衣類の柔軟仕上剤	静電気による衣類のまとわりつき防止や衣類を柔らかくするため、衣類洗濯のすぎ時に加えられる小売用の容器入りの柔軟仕上剤につき、繊維工業において使用する種類の調製品として第 3809.91 号に分類。
第 7308.90 号	街灯用の鉄柱 (Octagonal steel columns)	電気装置または照明源が取り付けられていない街灯用の鉄柱につき、第 9405.99 号の照明器具の部分品ではなく、鉄鋼製の構造物として第 7308.90 号に分類。